

介護保険負担限度額認定申請について、よくある質問(Q&A)

作成日:平成28年6月1日

介護保険負担限度額認定申請について、よくある質問と回答をまとめましたので、申請の際、参考にしてください。また、回答内容は、作成日時点の内容です。変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 有効期限が7月末までの認定申請と、8月以降適用分の認定(更新)申請は、同時にできますか？

更新申請開始日の6月1日から7月末までは、上記2つの認定申請は、同時にできます。ただし、平成28年7月末までの有効期限の申請書と、8月以降適用の申請書は、様式が異なりますので、ご注意ください。(以下の概念図を参考にしてください。)

		6月	7月	8月			
	有効期間						
H27年度 (現行様式)	H27. 8. 1		H28. 7. 31				
				有効期間			
H28年度 (新様式)		更新分 事前申請受付期間		H28. 8. 1	H29. 7. 31		

2. 平成28年8月以降用の申請書は、どこで入手できますか？

市ホームページには、6月1日から掲載しています。また、本庁・各支所の窓口でも配布しています。併せて、7月末までは現行(旧)様式も、掲載・配布しています。

鹿児島市ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

トップページ → カテゴリー一覧(健康・福祉) → 介護保険 → 介護保険関連情報 →

市からのお知らせ → 介護保険各種減額認定証の更新手続きについて → 負担限度額認定申請

3. 平成28年8月以降適用分の申請は、現行(これまでの)様式を使用できますか？

平成28年8月以降適用分は、非課税年金の勘案が始まることに伴い、申請書様式を変更しました。更新申請の際は、**必ず新様式を使用してください**。旧様式では受け付けできませんので、ご注意ください。(ただし、有効期限が平成28年7月末までの申請には、旧様式を使用してください。)

4. 更新申請についての注意点はありますか？

更新申請は、平成28年6月1日(水)から本庁・各支所・郵送にて受け付けます。事前更新期間は、7月末までですので、早めの申請をお勧めします。また、申請書は6月1日から市ホームページや各窓口準備する**新様式を使用してください**。結果の交付は、申請方法によって異なります。(No.14を参照してください。)

5. 申請に必要なものは何ですか？（生活保護受給者の方、再交付申請の方を除く）

申請書… 直筆氏名・朱肉を使用した押印のあるもの

同意書… 本人・配偶者の署名・朱肉を使用した押印のあるもの

介護保険被保険者証(介護保険証)… 写しでも可

申請者(被保険者)のマイナンバーを確認できる書類…(マイナンバーカード、通知カード)

来庁者の身元を確認できる書類…(運転免許証や居宅介護支援専門員証等)

預貯金等がわかるもの… 以下を参考にしてください。なお、写しが必要な範囲が不明な場合は、通帳や証書の原本を受付窓口にてコピーしますので、記帳のうえ、ご持参ください。

預貯金(普通・定期)	通帳の写し(銀行名や口座番号等が分かる面、申請日から遡って2か月分の入出金の状況が分かる面、定期預貯金は残高が分かる面)
有価証券(株式・国債・地方債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀等、時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金(いわゆるタンス預金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローン等)	借用証書等

6. 写しを取るべき通帳の範囲が分かりません。

預貯金等の範囲は、上記 No.5を参照してください。

写しが必要な範囲が不明な場合は、通帳や証書の原本を受付窓口にてコピーしますので、差支えなければ、記帳のうえ、原本をご持参ください。

7. 申請書と同意書の氏名・押印について

被保険者本人と配偶者の氏名欄は、直筆でご記入ください。(印刷不可。代筆は可能です。)

また、被保険者の押印は、必ず朱肉を使うものを使用してください。(シャチハタ不可。)

8. 申請書中の「配偶者」とは、どのような場合をさしますか？

①婚姻関係にある夫婦と、②婚姻届を提出していない事実婚関係にある夫婦もさします。

ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や配偶者が行方不明の場合等は、配偶者として該当しない場合があります。詳しくは、お尋ねください。

9. 同意書の印鑑は、夫婦同じものでも良いですか？

同意書の印鑑は、夫婦それぞれで別々のものを使用してください。夫婦で、同一の印鑑を使用している場合は、同じ印鑑でも結構ですが、余白にその旨をお書き添えください。

10. 生活保護を受給していますが、申請には何が必要ですか？

申請書と生活保護受給証明書が必要です。同意書や通帳の写し等は不要です。
生活保護受給証明書については、担当のケースワーカーにご相談ください。

11. 紛失や破損による再交付申請の際、同意書・通帳等の写しは必要ですか？

単に同じ利用者負担段階の認定証を再交付申請する場合は、申請書の記入のみで構いません。
同意書や通帳等の写しは不要です。窓口職員に再交付申請である旨をお伝えください。
ただし、当初の申請時点から世帯や預貯金等の要件に変動があり、利用者負担段階が変更になる場合には、改めて再度の申請が必要です。(同意書や預貯金等の写しが必要)

12. 新規で要介護(要支援)認定申請中ですが、負担限度額認定申請はできますか？

要介護(要支援)認定申請中でも、負担限度額の認定申請は可能です。
ただし、認定証(又は結果通知)は、要介護(要支援)認定申請結果が判明した後に交付しますので、時間がかかる場合があります。

13. 大正5年以前生まれで、老齢福祉年金の受給権者です。

老齢福祉年金の受給権者の方は、国民年金証書又は証書預証が必要です。
申請について、詳しくはお尋ねください。

14. 個別申請と事業所申請は、どのように違いますか？また方法に指定はありますか？

①個別申請：審査結果を**郵送**します。(窓口での交付は行いません。)

※原則として住民票のある住所地へ郵送します。ただし、送付先設定がある場合は、送付先住所へ郵送します。

※事業所の職員の方等が、本人に代わって提出をした場合でも、下記②に該当しない場合は、個別申請として審査結果を郵送します。

②事業所申請：事業所でまとめて申請した場合、**従来通り、窓口での引き換え**をお願いいたします。

※事業所申請とは、「申請者一覧名簿」を用いて、事業所が提出した場合に限ります。

申請方法について、指定はありませんが、結果の交付方法が異なりますので、申請前に、施設の担当者やケアマネジャーの方にご相談されることをお勧めします。

なお、申請内容について、申請者に連絡することがありますので、申請書の申請者欄は確実に記入し、日中連絡の取りやすい連絡先をご記入ください。

15. 郵送でも事業所申請は可能ですか？

郵送で「申請者一覧名簿」を用いての事業所申請も可能です。ただし、その際は、本来窓口引き換えである交付方法に代えて、審査結果を郵送しますので、申請時に返信用の切手と返送先を記入した封筒を同封してください。(申請数を考慮した切手・封筒のサイズをご用意ください。)

16. 申請をしましたが、審査結果が届きません。

審査結果の交付方法は、申請方法により異なります。事業所の方が申請した事業所申請の場合、事業所の方が窓口で引き換えます。(No.14を参照してください。)

個別申請で事前更新期間の7月末までに申請している場合は、8月17日以降に発送します。送付先は、原則として住民票の住所地です。ただし、介護保険関係の書類の送付先を別途設定する「送付先設定」のお手続きがなされている場合は、送付先の住所が優先されます。

17. 送付先の設定をしているか、または、送付先住所がどこに設定されているか分かりません。

送付先住所について、電話でお答えすることはできません。あらかじめ、介護保険料のお知らせ、要介護(要支援)認定結果通知書、負担割合証等が届く住所をご確認ください。

送付先変更を希望される場合、書類(送付先設定・変更申出書)での手続きが必要です。委任状があれば、代理人での手続きも可能です。詳しくは、介護保険課保険料係(099-216-1279)へお尋ねください。

18. 介護保険負担限度額認定証が届きました。

この認定証は、認定申請を審査した結果、軽減対象者に該当すると判断されたときに、そのことを証するものです。対象のサービスを利用するときの食費や居住費(滞在費)が軽減されますので、ご利用の施設又はショートステイ先にご提示ください。

対象サービス:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)

19. 介護保険負担限度額認定決定通知書が届きました。

この決定通知書は、認定申請を審査した結果、軽減対象者に該当しないと判断されたときに、その結果を通知するものです。

該当しない主な理由は、以下があります。

- 課税世帯に属している。
- (世帯分離をしている)配偶者が課税である。
- 預貯金等が基準を超える。

申請日以降、世帯や預貯金等の要件に変更があり、認定要件に該当すると思われる場合は、再度申請をすることができます。

20. 介護保険負担限度額認定の申請をしたのに、7月下旬に介護保険負担割合証が届きました。

「負担限度額」： 薄い水色系色（施設入所時等の食費・居住費の限度額が記載されているもの）

と

「負担割合証」： 若草色（薄く明るい緑色、1割または2割が記載されているもの）

は、別々のものです。

負担限度額認定証は、8月18日以降に郵送または窓口にて交付を開始します。

負担割合証は、要支援1から要介護5までのいずれかの認定を受けている方に7月下旬に送付します。

どちらも介護サービスを利用する時に大切なものですので、介護保険証等と同様に大切に保管してください。

21. マイナンバー(個人番号)の記載について

申請の際、マイナンバーを記載するとともに、受付時の本人確認のための書類が必要であることが関係法令等で規定されています。ただしマイナンバーの記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。なお、施設入所中や被保険者本人が認知症等で、マイナンバーの通知カードを受け取っていない場合等は、その旨を申請時に窓口職員にお伝えください。

22. 有効期限後の「介護保険負担限度額認定証」は、どうすれば良いですか？

有効期限後の認定証は、鹿児島市に返還してください。なお、6月・7月中に行う事前更新申請の際には、現在お持ちの認定証の添付は必要ありません。